

京都市立看護短期大学条例を廃止する条例（平成22年6月10日京都市条例第5号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

京都市立看護短期大学（以下「市立短期大学」という。）は、看護に関する理論及び技術を教授し、広く知識を授けるとともに、看護に係る専門的な能力を修得させることを目的として設置したものです。学生の高学歴志向が高まったこと、全国的に4年制の看護学科の設置が進んだこと等から、これまで市立短期大学において提供している教育環境は、その必要性が相対的に低下しています。

このような状況に対応するため、4年制の看護学科を設置している、又は今後設置しようとしている私立大学と協力して、医療の高度化や専門化に対応できる看護師の養成及び京都市立病院を始めとする市内医療機関での質の高い看護師の確保を図ることとしたことから、この度、市立短期大学を廃止することとしました。

この条例は平成24年4月1日から施行することとしました。

なお、現在、市立短期大学に在籍している学生については、市立短期大学において当該学生が卒業するまで必要な措置を継続します。

京都市立看護短期大学条例を廃止する条例を公布する。

平成 22 年 6 月 10 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 5 号

京都市立看護短期大学条例を廃止する条例

京都市立看護短期大学条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 京都市立看護短期大学（以下「短期大学」という。）は、この条例の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に短期大学に在学する者が短期大学に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、この条例による廃止前の京都市立看護短期大学条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日前に廃止前の条例第 4 条第 1 項の規定により貸与された修学資金（前項後段の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の条例第 4 条第 1 項の規定により貸与される修学資金を含む。）の返還の債務の免除については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

4 京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 京都市立看護短期大学の項を削る。

別表第 2 京都市立看護短期大学の項を削る。

5 京都市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「及び京都市立看護短期大学」を削る。

(関係条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例による改正前の京都市立学校授業料等徴収条例の規定は, 附則第2項前段の規定によりなお存続する短期大学に在学する者については, なおその効力を有する。

7 平成24年3月31日以前の期に係る短期大学の授業料については, なお従前の例による。

8 この条例による改正前の京都市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は, 附則第2項前段の規定によりなお存続する短期大学の学校医については, なおその効力を有する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)